

山村をめぐる状況

令和7年4月
農林水産省

目次

1	山村の現状	2
2	山村の果たす役割	3
3	山村の実情	4
4	山村振興法について	9
5	山村振興基本方針、山村振興計画、支援制度	12

1 山村の現状

- 山村振興法に基づき指定された「振興山村」を有する市町村の数は、全国で734（全市町村数の43%）であり、昭和55年までにすべての指定を終えている。
- 振興山村は国土の脊梁地帯を中心に位置し、広大な森林と豊かな自然環境を有しており、全国の林野面積の61%、耕地面積の21%、総人口の2.5%を占めている。
- 振興山村の土地利用状況は、林野面積85%、耕地面積4%となっている。

◇ 全国における山村の位置付け

	山村	全国	対全国比
市町村数（R6.4.1現在）	734 (200)	1,719	43%
旧市町村数（S25.2.1現在）	2,104	11,241	19%
総面積（万ha）（振興山村はH27.2.1現在、全国はR2.10.1現在）	1,789	3,780	47%
うち林野面積（R2.2.1現在）	1,513 <85%>	2,477	61%
うち経営耕地面積（R2.2.1現在）	69 <4%>	323	21%
人口（万人）（R2.10.1現在）	319	12,615	2.5%

資料：農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」

注1：市町村の全域が「振興山村」となっている市町村を「全部山村」、市町村の一部が「振興山村」となっている市町村を「一部山村」という。

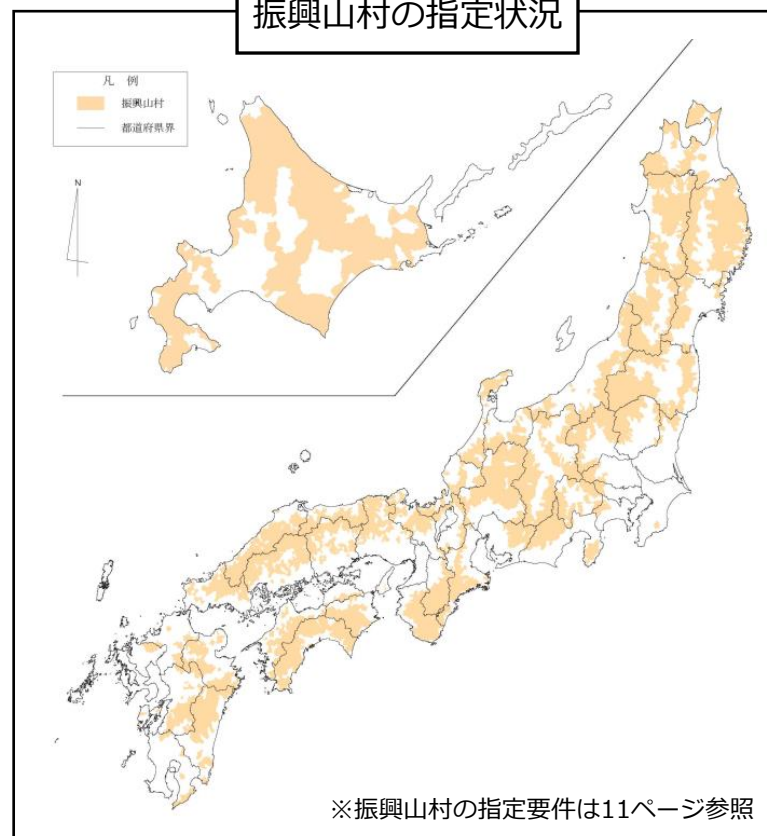
注2：（ ）内は、全部山村の市町村数である。

注3：< >内は、振興山村の総面積に占める林野面積、耕地面積の割合を示す。

注4：林野面積とは、現況森林面積に森林以外の草生地を面積を加えた面積をいう。

振興山村の林野面積は、2015年から2020年の変化分を、市区町村ごとに2015年の林野面積に応じて按分し、推計。

振興山村の指定状況



2 山村の果たす役割

- 山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有している。
- こうした機能は、山村における農業生産活動や森林の整備等を通じて発揮されるものであり、山村は、我が国の農林水産業の発展や国民生活及び国民経済の安定に寄与するなどの重要な役割を果たしている。

◇ 森林の有する多面的機能

○ 土砂災害防止／土壌保全

- ・表面浸食防止
- ・表層崩壊防止



○ 保健・レクリエーション

- ・保養
- ・行楽、スポーツ、療養



○ 物質生産

- ・木材（建築材、燃料材等）
- ・食料（きのこ、山菜等）



○ 快適環境形成

- ・気候緩和
- ・大気浄化
- ・快適生活環境形成



○ 水源かん養

- ・洪水緩和
- ・水資源貯留
- ・水質浄化



○ 地球環境保全

- ・二酸化炭素吸収
- ・化石燃焼代替エネルギー
- ・地球の気候の安定



○ 生物多様性保全

- ・遺伝子保全
- ・生物種保全
- ・生態系保全



○ 文化

- ・景観・風致
- ・宗教・祭礼
- ・学習・教育
- ・伝統文化
- ・芸術
- ・地域の多様性維持



◇ 農業の多面的機能

機 能
土砂崩壊防止機能
土壌侵食防止機能
洪水防止機能
河川流況安定機能
地下水かん養機能
保健休養・やすらぎ機能等

資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13年11月1日答申）

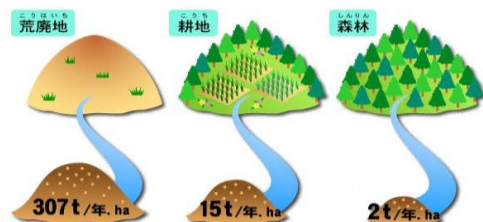
注：上表の評価額については、一定の仮定の範囲における試算であり、評価された機能は、農業の多面的機能のごく一部であることに留意する必要がある。

注：保健休養・やすらぎ機能等には、有機性廃棄物分解機能と気候緩和機能を含む。

資料：「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」（株）三菱総合研究所 平成13年11月現在）

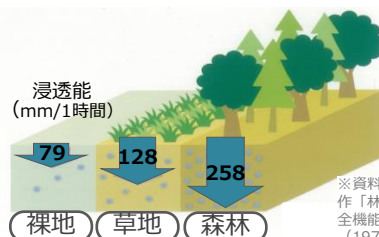
注：【 】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価（年間）したもの。いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

【森林の国土保全機能】 流出土砂量の比較



資料：丸山岩三「森林水文」農経林業大学1970

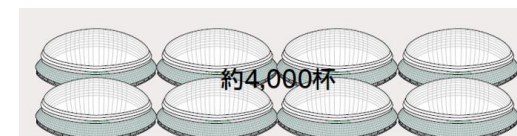
【森林の水源かん養機能】 水資源貯留機能の比較



※資料：村井宏・岩崎勇作「林地の水及び土壌保全機能に関する研究」（1975）

【農業の洪水防止機能】

水田に貯留できる水の量は、約50億m³(※1)とも言われ、東京ドームの約4,000杯(※2)に相当。



※1 資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13年11月1日答申）及び関連付属資料

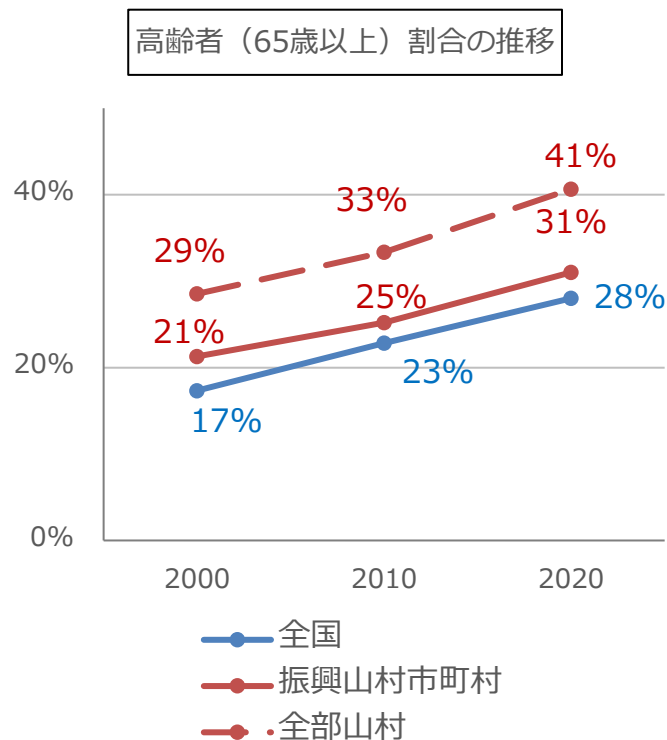
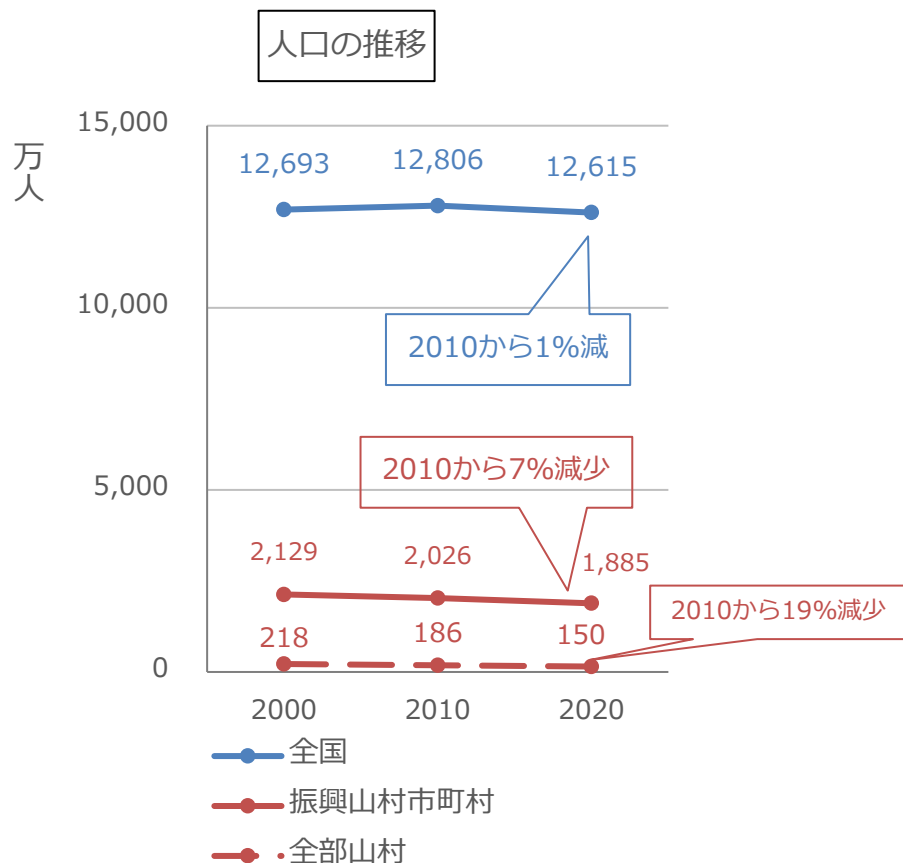
※2 資料：東京ドームシティ ホームページ

3 山村の実情

(1)人口動向と高齢化

- 人口は、平成22年（2010年）からの10年間で、振興山村市町村(※)では7%減少、全部山村では19%減少しており（全国は1%減少）、他地域よりも人口減少が著しい。
- 令和2年（2020年）における65歳以上の割合は、振興山村市町村で31%、全部山村では41%となっており（全国は28%）、他地域に先行して高齢化が進んでいる。

※振興山村市町村は、一部山村を含む。一部山村は、振興山村でない地域を含む。以降、同じ。

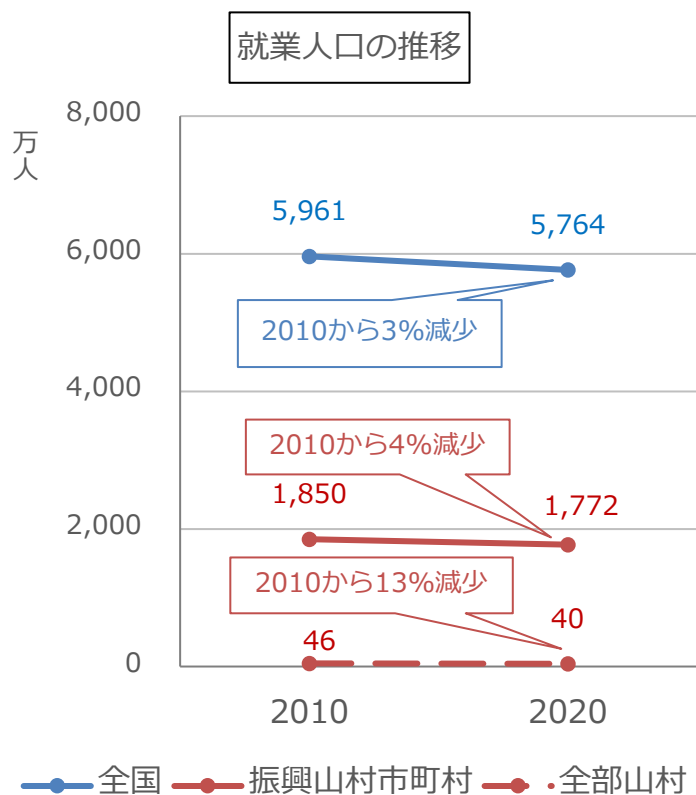


資料：総務省「国勢調査」

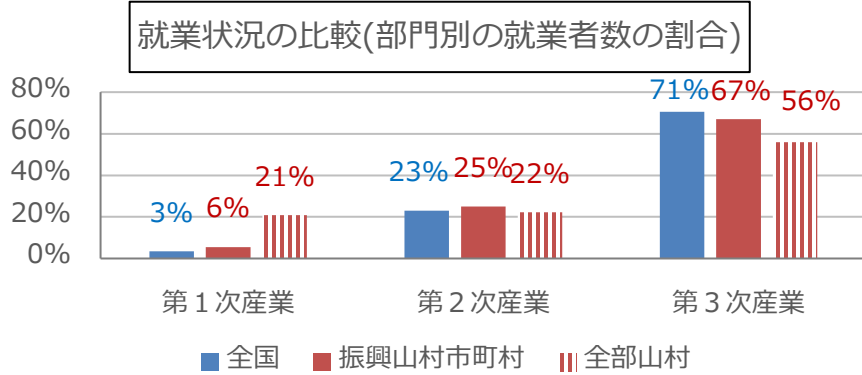
3 山村の実情

(2) 就業状況等

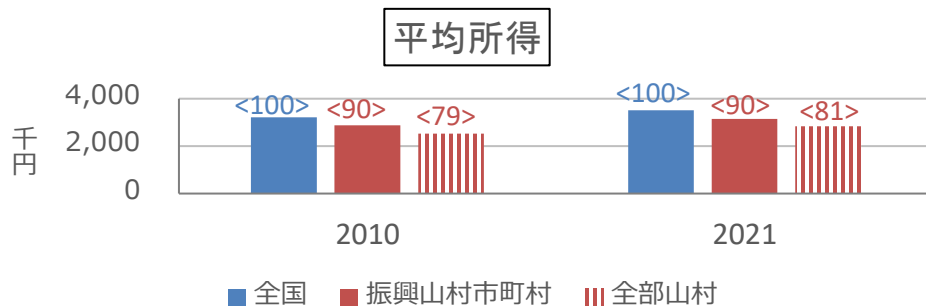
- 就業人口は、平成22年（2010年）からの10年間で、振興山村市町村では4%減少しており（全国は3%減少）とりわけ全部山村において著しく、13%減少している。
- 部門別の就業状況は、全部山村では、全国との割合と比較して第1次産業が高く、第3次産業が低い。
- 振興山村市町村の平均所得の全国との差は10年間で変わらず、依然として全国の90%、全部山村は80%の水準。



資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省自治税務局「市町村税課税状況等の調

注：〈 〉内は全国を100とした指数

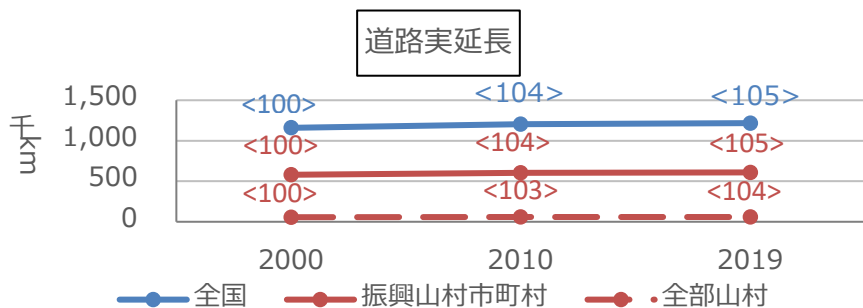
3 山村の実情

(3)生活環境の整備状況

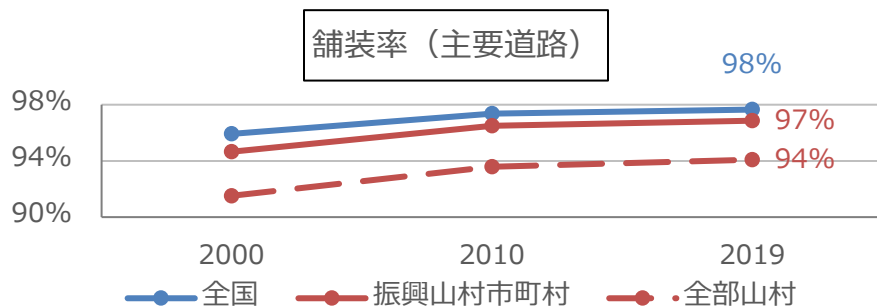
①道路、下水処理施設

- 道路の整備は、全国、振興山村市町村ともほぼ同等の伸び率で進展している。また、主要道路の舗装率は、振興山村市町村で約97%、全部山村で約94%（全国約98%）と一定の水準に達している。
- 下水処理施設の整備をし尿の水洗化率でみると、全国との格差は縮小しつつあり、振興山村市町村においても93%（全国96%）となっているが、全部山村では79%となっている。

◇ 道路整備の状況

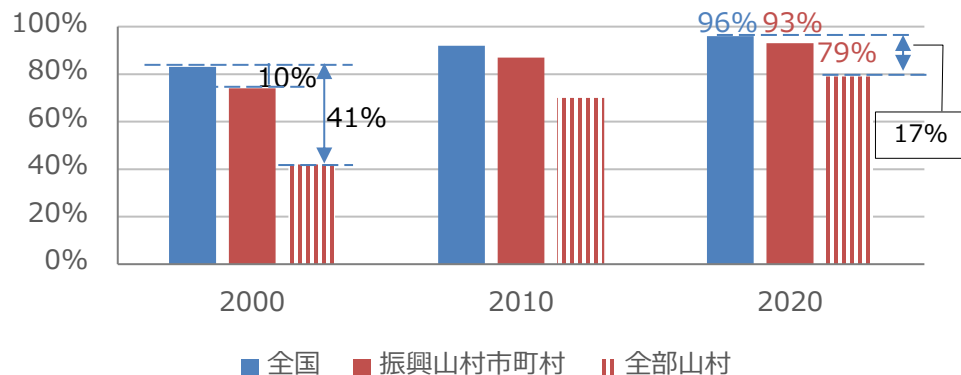


注：〈 〉内は2000年を100とした指数



資料：国土交通省「道路統計」

◇ 水洗化率



資料：環境省「日本の廃棄物処理」、農林水産省「山村カード調査」

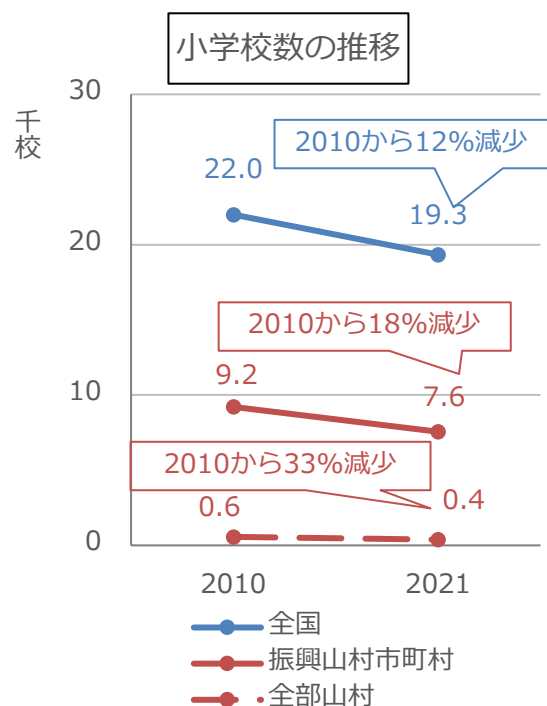
3 山村の実情

(3)生活環境の整備状況

②教育機関、医療機関

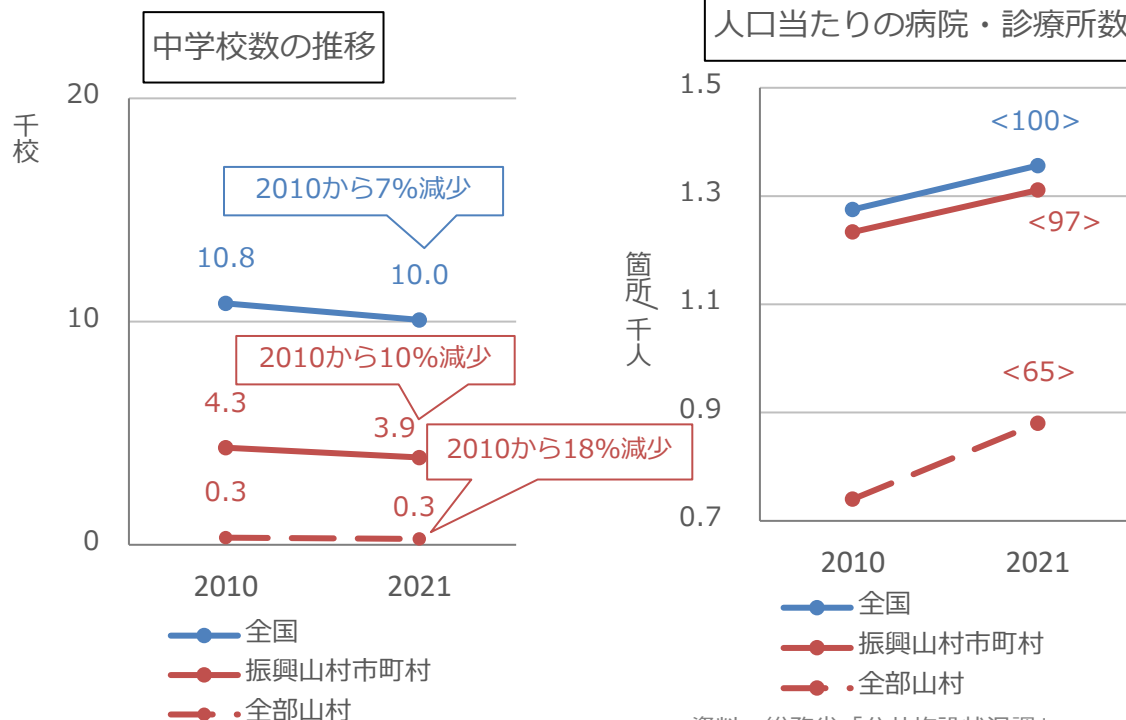
- 全国的に学校数が減少している中で、平成22年（2010年）からの11年間で振興山村市町村においては、小学校数は18%減少（全国は12%減少）、中学校数は10%減少（全国は7%減少）しており、減少率が著しい。全部山村においては、小学校数は33%減少、中学校数は18%減少となっている。
- 病院・診療所数は、人口当たりでみると振興山村市町村においても充実傾向にあり、全国の97%の水準（令和3年（2021年））。一方で、全部山村においては65%の水準となっている。

◇教育機関



資料：文部科学省「学校基本調査」

◇医療機関

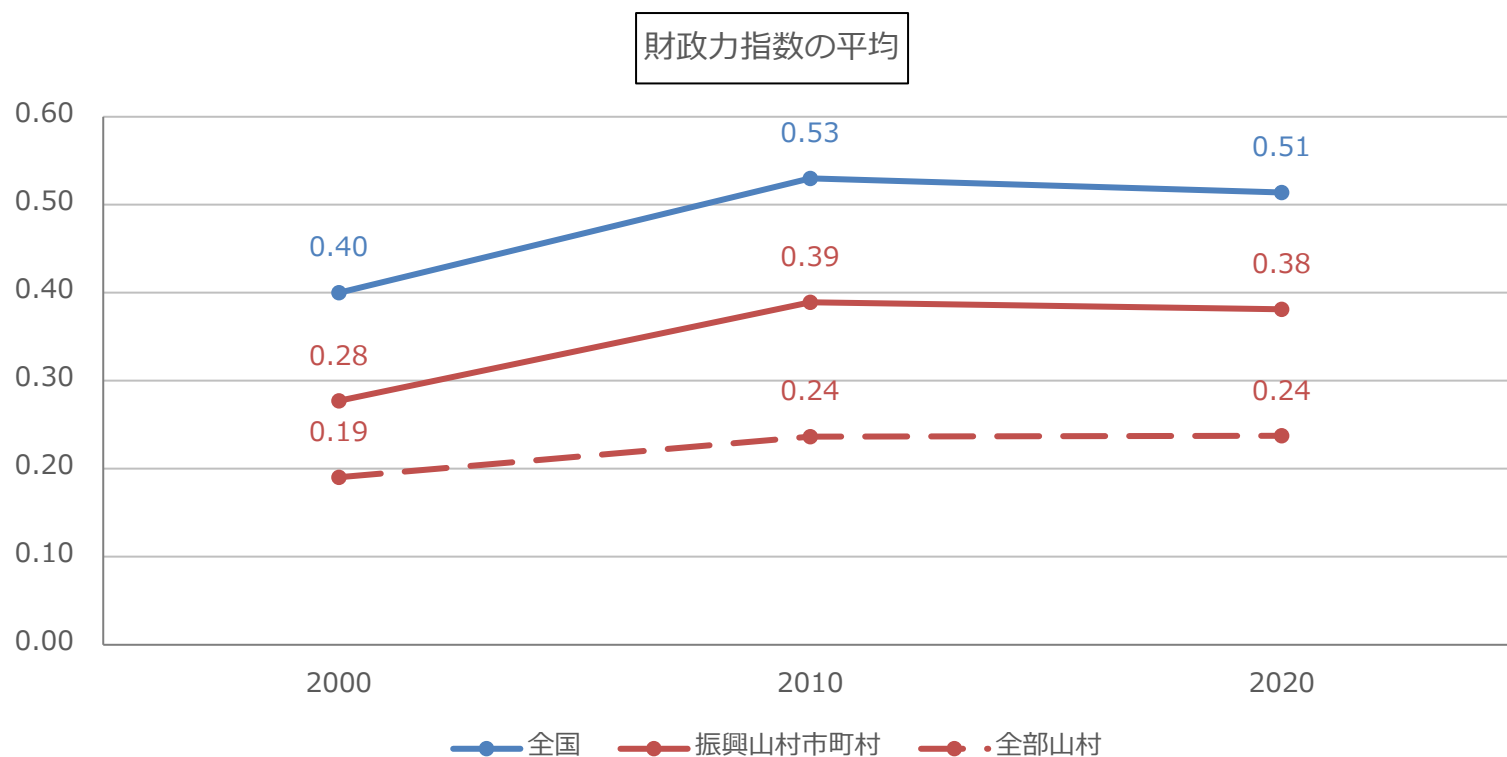


資料：総務省「公共施設状況調」
注：〈 〉内は全国を100とした指数

3 山村の実情

(4)市町村の財政状況

- 振興山村市町村の財政力指数は平均で0.38、全部山村では平均で0.24となっており、全国平均の0.51を大きく下回り、厳しい財政状況となっている。



資料：総務省「市町村別決算状況調」、総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」

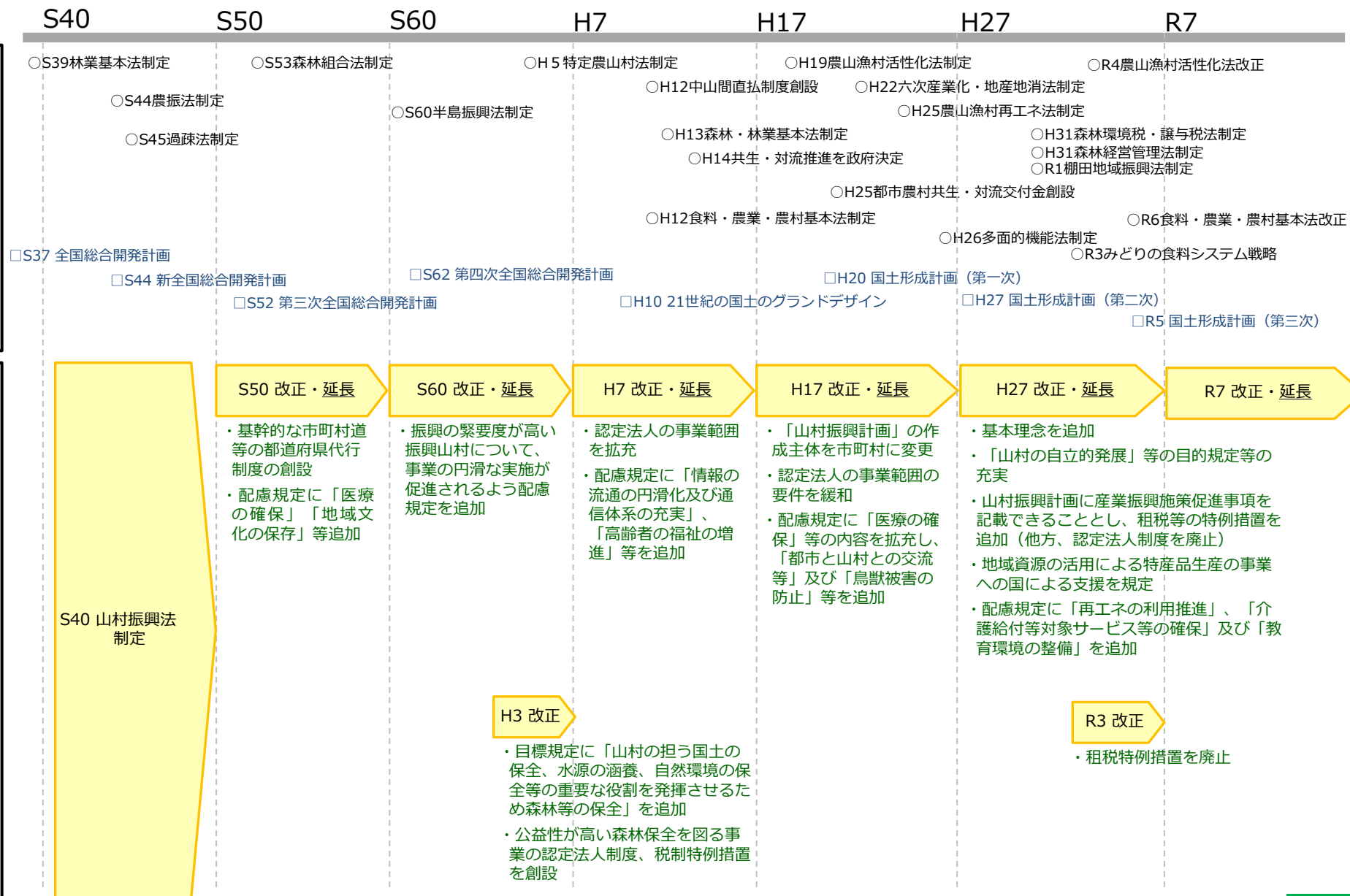
注：財政力指数とは地方公共団体の財政力を示す指標として用いられるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値を指す。

昭和40年	制定	山村振興法の制定
昭和50年	改正・延長	山村振興法の一部改正（10年間の期限延長） ・ 基幹的な市町村道等の都道府県代行制度の創設 ・ 配慮規定に「医療の確保」「地域文化の保存」等追加
昭和60年	改正・延長	山村振興法の一部改正（10年間の期限延長） ・ 振興の緊要度が高い振興山村について、事業の円滑な実施が促進されるよう配慮規定を追加
平成 3 年	改正	山村振興法の一部改正 ・ 目標規定に「山村の担う国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の重要な役割を発揮させるため森林等の保全」を追加 ・ 公益性が高い森林保全を図る事業の認定法人制度、税制特例措置を創設
平成 7 年	改正・延長	山村振興法の一部改正（10年間の期限延長） ・ 認定法人の事業範囲を拡充 ・ 配慮規定に「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」、「高齢者の福祉の増進」等を追加
平成17年	改正・延長	山村振興法の一部改正（10年間の期限延長） ・ 「山村振興計画」の作成主体を市町村に変更 ・ 認定法人の事業範囲の要件を緩和 ・ 配慮規定に「医療の確保」等の内容を拡充し、「都市と山村との交流等」及び「鳥獣被害の防止」等を追加
平成27年	改正・延長	山村振興法の一部改正（10年間の期限延長） ・ 基本理念を追加 ・ 「山村の自立的発展」等の目的規定等の充実 ・ 山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載できることとし、租税等の特例措置を追加（他方、認定法人制度を廃止） ・ 地域資源の活用による特産品生産の事業への国による支援を規定 ・ 配慮規定に「再エネの利用推進」、「介護給付等対象サービス等の確保」及び「教育環境の整備」を追加
令和 3 年	改正	山村振興法の一部改正 ・ 租税特例措置を廃止

4 山村振興法について（昭和40年 5月11日法律第64号） - 改正経緯

主な法律・制度等

山村振興法の延長と主な改正内容



4 山村振興法について（昭和40年法律第64号）

- 山村振興法は、昭和40年に議員立法により10年間の時限立法として制定。
- その後、昭和50年、60年、平成7年、17年、27年、令和7年の6度にわたり期限延長（現行法は令和17年3月31日が期限）。

※令和6年度改正は青字部分

山村振興法の目的（第1条）

山村の振興に関し、基本理念を定め、その目標及び国等の責務を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村の自立的かつ持続的な発展を促進し、山村における地域の特性を生かした産業の成長発展等による経済力の培養と住民の福祉の向上並びに山村への移住、山村における定住等及び地域間交流の促進並びに人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与すること。

山村の現状

山村の役割（第1条）

- ・ 農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保等自然環境の保全、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担う

山村の実情（第2条）

- ・ 交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない

山村の定義（第2条）

山間地その他で政令に定める要件に該当するもの

- 旧市町村（S25の単位）のS35時点で
 - ・ 林野率 0.75以上
 - ・ 人口密度 1.16人/町歩未満

振興山村（第7条）

知事の申請→主務大臣※の指定

※国土交通、総務及び農林水産大臣

基本理念（第2条の2）

山村の振興は、次を旨として行わなければならない

- ・ 山村の有する多面的機能が十分発揮され、国民が将来にわたってその恵沢を享受できるよう、農林水産業の生産活動及び共同活動の継続、森林等の保全を図ること
- ・ 持続可能な地域社会の維持・形成がなされるよう、産業基盤、生活環境の整備等を図ること
- ・ 就業機会の創出、住民福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成、移住、定住、特定居住（二地域居住）及び地域間交流の促進を図ること

山村の振興は基本理念にのっとり、次の目標に従って推進

山村振興の目標（第3条）

交通機能の確保・向上 / デジタル社会の形成 / 農道・林道整備等による未利用資源の開発 / 産業振興と雇用増大 / 災害防除 / 住民生活の安定と福祉の向上 / 多様な人材の確保・育成

基本理念にのっとり、目標を達成するための責務

【国の責務】 国及び地方公共団体の責務（第4、5条）

- ・ 山村振興のため必要な施策を総合的に策定及び実施する責務
- ・ 必要な事業の実施に関し、補助の条件の緩和等の財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう配慮すること
- ・ 国有林野の積極的活用その他の適切な施策の確立及び拡充に努めること

【地方公共団体の責務】

- ・ 山村振興のため、必要な事業の円滑な実施、市町村相互間の広域的な連携の確保及び市町村に対する情報の提供等の援助に努めること

株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け（第17条）

（株）日本政策金融公庫は、振興山村の農林漁業者やその法人に対し、都道府県知事の認定を受けた農林漁業の経営改善又は振興のための計画の実施に必要な資金の貸付けを行う。

山村振興基本方針（第7条の2）

都道府県が作成→主務大臣に提出（関係行政機関の長に通知）

基本方針に基づき作成

山村振興計画（第8条）

- ・ 市町村が都道府県との協議の上作成
- ・ 主務大臣に提出（関係行政機関の長に通知）
- ・ 産業振興施策促進事項の策定 → 取組への特例措置

計画に基づく特例

計画に基づく事業の助成等（第10、第10条の2、11条）

- ・ 地域資源を活用する事業者への助成
- ・ 基幹道路の都道府県代行制度
- ・ 振興に必要な事業の補助条件の改善等の措置（補助率のアップ・採択基準の緩和等）
- ・ 地方債についての配慮

産業振興施策促進事項の特例（第8条の6～第8条の9）

- ・ 林業・木材産業改善資金助成法の特例
- ・ 補助金適正化法の財産処分の制限の特例
- ・ 農地法等による処分についての配慮
- ・ 中小企業者に対する配慮

国及び地方公共団体の配慮規定（第17条の2～第21条の9）

以下の①～⑭の事項について、国及び地方公共団体は適切な配慮を行うものとする。

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保、物資の流通の確保
- ② 情報の流通の円滑化、通信体系の充実、先端的な情報通信技術の活用の推進
- ③ 農林水産業その他の産業の振興
- ④ 森林の整備及び保全、木材利用の推進等
- ⑤ 再生可能エネルギーの利用の推進
- ⑥ 就業の促進
- ⑦ 防災に関する施策の推進
- ⑧ 感染症発生時における住民生活の安定等
- ⑨ 医療の確保（遠隔医療を含む）
- ⑩ 介護給付等対象サービス・障害福祉サービス等の確保等
- ⑪ 高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備等
- ⑫ 保健医療サービス、介護サービス、保育サービスの住民負担の軽減
- ⑬ 地域文化の保存・活用、保存・活用の担い手の育成、文化の振興
- ⑭ 鳥獣被害の防止、被害防止に寄与する人材の育成・確保、ジビエ利用の促進
- ⑮ 教育環境の整備
- ⑯ 移住等の促進に資する生活環境の整備
- ⑰ 移住等をしようとする者の来訪及び滞在の促進
- ⑱ 都市等と山村の交流の促進等
- ⑲ 地域社会の担い手となる人材の育成、関係者間の連携・強力の確保
- ⑳ 自然環境の保全及び再生
- ㉑ 規制の見直し

4 山村振興基本方針、山村振興計画、支援制度

- 山村振興基本方針は、都道府県が、振興山村の振興の意義及び方向や、施策に関する基本的な事項などについて定める。これに基づき、市町村は、山村振興計画を作成。
- 山村振興計画は、市町村が、振興の基本方針や、交通通信体系の整備、地域間交流の促進、産業の振興、医療の確保、生活改善のための施策に関する事項などを内容として、あらかじめ都道府県に協議し、その同意を得て作成する、総合的な計画。計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、山村活性化支援交付金などによる支援が行われる。

山村振興基本方針の作成・変更

年度	H26 以前	H27	H28	H29	H30	R2	計 ※
件数	2	30	2	7	1	2	44

※R1年度、R3～R5年度は、作成・変更がなかった。
 ※大阪府、長崎県、沖縄県には、振興山村がない。
 ※作成・変更を少なくとも1回行った時点のカウントしている。

山村振興計画の作成・変更（R6.9月末現在）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
件数	69	41	30	24	17

R2	R3	R4	R5	R6	計 ※
43	21	22	14	4	285

※作成・変更を2回以上行っている市町村の場合、最終変更時点を1カウントとしている。
 ※H27法改正後、作成・変更を行った市町村数としている。

山村活性化支援交付金の活用

実施地区数：約290地区（H27～）

開発商品例：農・畜・水産加工食品、調理食品、雑貨・小物、木材製品、ジビエ加工品、飲料、地域食材メニュー等

基幹的な市町村道等の整備の都道府県代行制度

基幹的な市町村道、農道、林道及び漁港関連道について、その整備を図ることが特に緊要である場合、山村振興計画に基づき、都道府県が、市町村に代わって、新設・改築を行うことができる。事業費に対する国費による補助率は、50/100等。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数	41	41	40	36
うち市町村道	2	3	3	2
うち農道	4	2	2	2
うち林道	35	36	35	32

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
37	36	29	31	35
2	2	2	1	1
2	2	0	0	0
33	32	27	30	34

※漁港関連道については、本制度の活用はなかった。